

「新市場建設協議会」設置要綱

(設置目的)

第1 新市場の建設事業の円滑な推進を図るため、東京都（以下「都」という。）と築地市場業界（以下「業界」という。）との協議機関として、中央卸売市場に「新市場建設協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び担当事項)

第2 協議会は都職員及び業界代表者をもって構成し、新市場建設に係る事項について協議を行う。

(会長)

第3 協議会に会長を置き、市場長を充てる。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第4 協議会は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(構成)

第5 協議会の委員は、次の者をもって充てる。

(1) 都

市場長、市場政策担当部長、企画調整担当部長、移転支援担当部長、新市場整備部長、新市場事業計画担当部長、基盤整備担当部長、施設整備担当部長、新市場事業推進担当部長、築地市場場長、市場衛生検査所長

(2) 業界

次の業種別に代表1名を、各団体の推薦に基づき市場長が委嘱する。

水産卸売業者、水産仲卸業者、水産小売業者、水産売買参加者、青果卸売業者、青果仲卸業者、青果小売業者、関連事業者等

(懇談会)

第6 協議会に、新市場建設懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。なお、要綱については、別に定める。

第7 削除

(検討会)

第8 協議会は必要があると認めるときは、検討会を置くことができる。なお、要綱については、別に定める。

(公開等)

第9 協議会は公開とし、懇談会及び検討会は非公開とする。ただし、特に会長が認める場合は、懇談会及び検討会の傍聴を認める。

(庶務)

第10 協議会及び懇談会並びに検討会の庶務は、中央卸売市場新市場整備部管理課において処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会及び懇談会並びに検討会の運営に必要な事項は、会長が定める。